

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
(名 称) 株式会社明豊エンタープライズ
(法人番号 1013201016399)

上記被審人に対する令和元年度(判)第22号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2400万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年1月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年11月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都目黒区目黒二丁目10番11号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている会社である。

被審人は、中国における住宅開発事業から発生した長期未収入金及び長期貸付金に係る貸倒引当金の過少計上を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成26年10月31日	第46期(平成25年8月1日～平成26年7月31日)に係る有価証券報告書	平成25年8月1日～平成26年7月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,053百万円であるところを1,735百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
2	平成26年12月15日	第47期第1四半期(平成26年8月1日～平成26年10月31日)に係る四半期報告書	平成26年8月1日～平成26年10月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が988百万円であるところを1,670百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
3	平成27年3月16日	第47期第2四半期(平成26年11月1日～平成27年1月31日)に係る四半期報告書	平成26年11月1日～平成27年1月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,119百万円であるところを1,801百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上

4	平成 27 年 6 月 12 日	第 47 期第 3 四半期（平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,118 百万円であるところを 1,799 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
5	平成 27 年 10 月 30 日	第 47 期（平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,310 百万円であるところを 1,982 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
6	平成 27 年 12 月 15 日	第 48 期第 1 四半期（平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,183 百万円であるところを 1,855 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
7	平成 28 年 3 月 15 日	第 48 期第 2 四半期（平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,103 百万円であるところを 1,775 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
8	平成 28 年 6 月 14 日	第 48 期第 3 四半期（平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,563 百万円であるところを 2,196 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上

9	平成 28 年 10 月 28 日	第 48 期（平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,704 百万円で あるところを 2,292 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
10	平成 28 年 12 月 15 日	第 49 期第 1 四半期（平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,750 百万円で あるところを 2,330 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
11	平成 29 年 3 月 16 日	第 49 期第 2 四半期（平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,903 百万円で あるところを 2,482 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
12	平成 29 年 6 月 14 日	第 49 期第 3 四半期（平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,029 百万円で あるところを 2,609 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
13	平成 29 年 10 月 30 日	第 49 期（平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,464 百万円で あるところを 3,043 百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号6、同7及び同8

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号9

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号6、同7、同8及び同9は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号10、同11及び同12

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号13

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号10、同11、同12及び同13は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第46期事業年度（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(191,774円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第47期事業年度(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)第1四半期(平成26年8月1日から同年10月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第47期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成26年11月1日から平成27年1月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第47期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成27年2月1日から同年4月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第47期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第47期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下、番号2、同3、同4及び同5において「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第47期第1四半期報告書	167,741円
第47期第2四半期報告書	175,826円
第47期第3四半期報告書	197,276円
第47期有価証券報告書	184,097円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第47期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第47期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第47期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第47期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第47期第1四半期報告書、第47期第2四半期報告書、第47期第3四半期報告書及び第47期有価証券報告書が、いずれも第47期事業年度に係るもの

であることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 47 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 47 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 47 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 47 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 6、同 7、同 8 及び同 9

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 48 期事業年度（平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 27 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 48 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 48 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 28 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 48 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 48 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号 6、同 7、同 8 及び同 9 において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 48 期第 1 四半期報告書	164,751 円
第 48 期第 2 四半期報告書	158,148 円
第 48 期第 3 四半期報告書	154,529 円
第 48 期有価証券報告書	159,602 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 48 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 48 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 48 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 48 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 48 期第 1 四半期報告書、第 48 期第 2 四半期報告書、第 48 期第 3 四半期報告書及び第 48 期有価証券報告書が、いずれも第 48 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 48 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 48 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 48 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 48 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 10、同 11、同 12 及び同 13

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 49 期事業年度（平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 28 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 49 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 49 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 29 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 49 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業

年度に係る有価証券報告書（以下「第49期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号10、同11、同12及び同13において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第49期第1四半期報告書	161,903円
第49期第2四半期報告書	182,123円
第49期第3四半期報告書	224,602円
第49期有価証券報告書	206,034円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第49期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第49期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第49期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第49期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第49期第1四半期報告書、第49期第2四半期報告書、第49期第3四半期報告書及び第49期有価証券報告書が、いずれも第49期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第49期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第49期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第49期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第49期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=2,400,000 円
となる。